

令和 4 年

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和4年第7回定例教育委員会日程

日 時 令和4年7月28日（木） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
新山 訓代

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市指定文化財の指定について（文化・スポーツ課）

議案第2号 財産の取得について（学校教育課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号 財産の取得について	・ ・ ・ ・ 9

議案第 1 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

令和 4 年 7 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、杉村楚人冠陶板句碑を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、令和 4 年 6 月 2 4 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、令和 4 年 6 月 2 4 日付けで答申されました。

我孫子市第 2 1 号指定文化財

1 種 別

有形文化財（美術工芸および歴史資料）

2 名 称

杉村楚人冠陶板匂碑

3 所在地

我孫子市緑 2 丁目 4 - 2 4 （楚人冠公園内）

4 所 見

別紙調書参照

杉村楚人冠陶板句碑 指定調書

1) 種別

有形文化財 (美術工芸および歴史資料)

2) 名称および員数

杉村楚人冠陶板句碑 (台座は含まず) 1基

3) 所在地

我孫子市緑2丁目4-24

杉村楚人冠邸の庭の一部であった通称「観音山」を整備した楚人冠公園内の小高い丘に設置

4) 構造 形式

円形の石製の台座上に、陶板を組み合わせて将棋の駒のような形状に造られた碑。

正面中央の陶板を4枚並べた面に「筑波見ゆ冬晴の洪いなる空に」という楚人冠の書による俳句を刻む。

背面には

「杉村廣太郎先生楚人冠ト号ス明治五年／紀州和歌山ニ生レ昭和二十年一世ノ大記者トシ／テコノ地ニ没ス當地ニ在住スルコト三十年ヨク郷／党ヲ薫陶スコヽニ遺徳ヲ悃ビ先生ノ遺志ニ／ヨリ陶匠河村蜻山氏ニ囑シテ之ヲ建ツ／

昭和二十六年十月

湖畔吟社

我孫子深草窯 蜻山造

助手 忠雄」

と記され、昭和26年制作当時我孫子在住の陶芸家河村蜻山の作陶と明記されている。

高さ158cm、幅(底辺)155cm、奥行53cm

石の台座は平成6年楚人冠五十回忌の改修に際し新調した。

5) 制作年代

昭和 26 年 楚人冠七回忌命日（10 月 3 日）に建立（12 月 9 日除幕式）

6) 所見

- ①大型の陶板を組み合わせて作られた句碑である。中央の楚人冠の句を刻んだ部分の 4 枚は 69×55.5cm と特別大きく、陶板 1 枚ずつも場所によって違いはあるが、33.5cm およそ 1 尺の幅を中心に 24～43cm の幅、高さ 30cm 前後と陶板としては大型である。
- ②美術陶芸家が多くなかったころの陶芸家である河村蜻山の作である。陶芸という表現を初めて用いたのは蜻山といわれている。
- ③蜻山が 48 歳の時（昭和 13 年 1938）に我孫子に移住し我孫子での作陶を開始したのは、かつて我孫子の文化的中心でもあった柳宗悦邸であり、バーナード・リーチの窯跡があった三樹荘であった。そこで京都の作陶からさらに発展した、陶芸家河村蜻山の多くの作品を生み出した。
- ④蜻山は、家業の京都栗田焼に始まり、染付、窯変、青磁、白磁、三島手、赤絵、金襴手など多彩な作陶を展開した。我孫子移住後も「陶芸家」として活躍し、戦時下も芸術活動を続けるため尽力した。本陶板句碑でも蜻山の作陶の特徴が見られ、部分によって異なる色調の釉をかけ、側面には三島手を用いるなど多彩な味わいがある。また、制作が難しい大型陶板を破綻なく制作した技量にも注目される。
- ⑤蜻山は、杉村楚人冠が主宰する「湖畔吟社」に参加して俳句をたしなみ、地元との交流にも積極的であった。その縁から、湖畔吟社の発願による杉村楚人冠の句碑を制作した。
- ⑥句碑がある観音山は、我孫子の町を全国に紹介したり、手賀沼の景観を守る努力をした杉村楚人冠の邸宅の庭にあり、我孫子の町を臨むことができ、我孫子の文化的側面を今も伝える立地である。

⑦河村蜻山（1890～1967）略歴

京都の陶業の家に生まれ、京都市立陶磁器試験場第3期伝習父の業を継ぐ

明治43年1910 神坂雪佳主宰佳都美会創立に参加

大正14年1925 パリ万国装飾工芸博覧会金賞

大正15年1926 日本工芸美術会創立 常務委員 日本美術協会審査員など

昭和2年1927 第8回帝展工芸部開設

昭和4年1929 国際美術協会創立

昭和5年1930～帝展審査員

昭和6年1931 日本陶芸協会創立

昭和11年1936～文展審査員

昭和13年1938 我孫子に移住 三樹荘に住み、3室の登り窯を築き、
深草窯と命名

昭和16年1941 工芸美術作家協会創立

昭和18年1943 美術統制会設立

昭和24年1949 第1回千葉県展開催 県展委員

昭和26年1951 楚人冠句碑

昭和27年1952 日展参事

昭和33年1958 日展評議員

昭和34年1959 鎌倉に移住 浄智寺近くに窯を移す

昭和37年1962 明月谷に鎌倉明月窯をつくる

昭和38年1963 日本芸術院恩賜賞授賞

昭和40年1965 日展監事

昭和41年1966 勲四等旭日小綬章

昭和42年1967 鎌倉市で没

7) 結論

杉村楚人冠陶板句碑は、所見①～④に述べるように、河村蜻山の陶芸の粋が見られる大型の句碑であり、蜻山の力量を伝える優れた作品である。陶板句碑は、我孫子の文化に寄与した杉村楚人冠を偲ぶため、楚人冠自筆の句「筑波見ゆ冬晴れの洪いなる空に」を刻んだものであり、制作事情についても背面に刻まれた銘文により明らかである。現在、旧観音山の楚人冠公園に建っている。

また、作品の成立背景として、我孫子の文化的性格が大きく影響している。河村蜻山は陶芸家としての立場をより確立するために、京都から我孫子に移住し、柳宗悦邸三樹荘に居を構え、バーナード・リーチの窯跡に新しく深草窯を築き、作陶した。そして湖畔吟社をはじめ地元との交流も盛んに行い、我孫子尋常小学校で楽焼きの教室も開き、地域と密着していた。

以上のように、河村蜻山作・杉村楚人冠陶板句碑は、杉村楚人冠邸庭園であった観音山に立地し、その制作背景もわかる優れた陶芸作品である。したがって、美術工芸作品として、歴史資料として価値ある有形文化財とみることができ、人々の記憶と記録に関わる近代の我孫子遺産として、我孫子市文化財として適当と思われる。

(金丸和子)

現在の杉村楚人冠陶板句碑



現在の杉村楚人冠陶板句碑（句碑部分拡大）



現在の杉村楚人冠陶板句碑（側面拡大）



現在の杉村楚人冠陶板句碑（裏面）



杉村楚人冠陶板句碑除幕式の様子



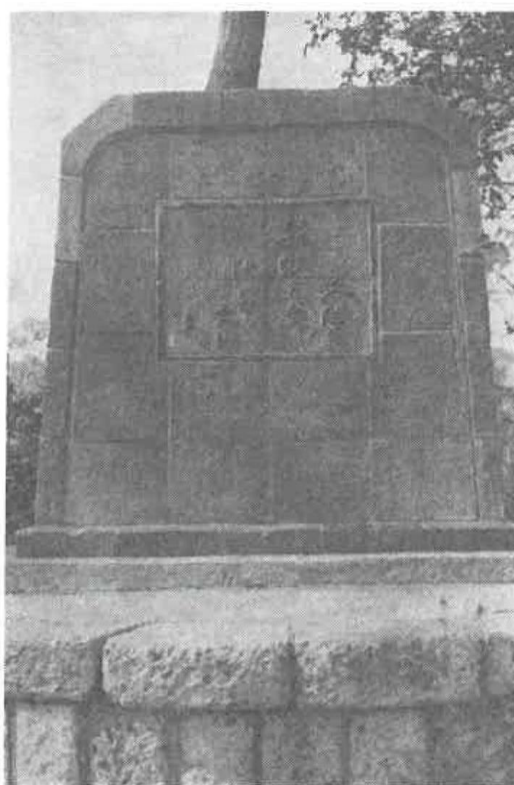
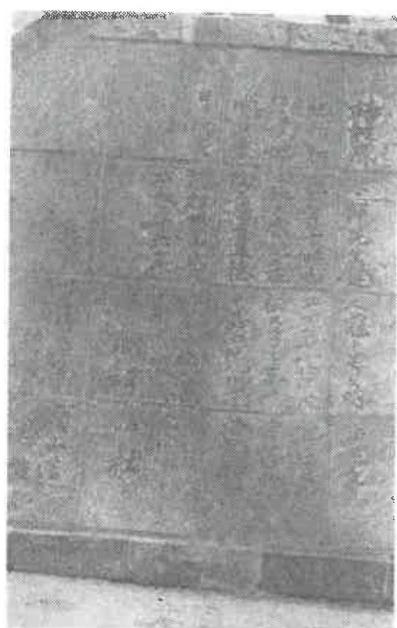
河村蜻山と杉村楚人冠陶板句碑



242 楚人冠碑 緑・楚人冠公園

昭和二十六年（一九五二）

陶製 隅角楕形 一三五×一三〇×四〇cm



筑波見ゆ

冬晴の

洪いなる

空に

楚

(裏)

杉村廣太郎先生楚人冠ト号ス明治五年
紀州和歌山ニ生レ昭和二十年一世ノ大記者トシ
テコノ地ニ没ス當地ニ在住スルコト三十年ヨク郷
党ヲ薰陶スコ、ニ遺徳ヲ偲ヒ先生ノ遺志ニ
ヨリ陶匠河村蜻山氏ニ囑シテ之ヲ建ツ

昭和二十六年十月

湖畔吟社

我孫子(孫)保多(草) 蜻山造

助手 忠雄

※当地方只一の埴塔。

『我孫子市史資料』金石文篇Ⅱより

議案第 2 号

財産の取得について

市内小中学校 19 校に大型液晶ディスプレイを配置するため、次のとおり財産を取得する。

- 1 取得する財産 65 型大型液晶ディスプレイ 111 台
- 2 取得価格 21,709,380 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,973,580 円)
- 3 取引先 流山市松ヶ丘 1 丁目 462 番地の 90
広文堂 NEW・DX 株式会社
代表取締役 町田 広二郎

令和 4 年 7 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

市内小中学校に設置しているテレビの老朽化が進み、更新が必要なことから、児童生徒の効果的な学習環境を整備するため、大型液晶ディスプレイの購入について議会に上程されるよう、市長に依頼するものです。